

諮問及び答申

諮問書

吉企第 106 号
平成19年5月24日

吉野ヶ里町総合計画審議会
会長 重松 成典 様

吉野ヶ里町長 江頭 正則

吉野ヶ里町総合計画について(諮問)

吉野ヶ里町総合計画審議会条例第2条の規定により、吉野ヶ里町総合計画の策定について、貴審議会に諮問いたします。

答申書

平成19年11月30日

吉野ヶ里町長 江頭 正則 様

吉野ヶ里町総合計画審議会
会長 重松 成典

吉野ヶ里総合計画について(答申)

平成19年5月24日付け吉企第106号で諮問のあった吉野ヶ里町総合計画について、当審議会において慎重に審議した結果、概ね妥当なものと認め、下記の要望事項を付してここに答申します。

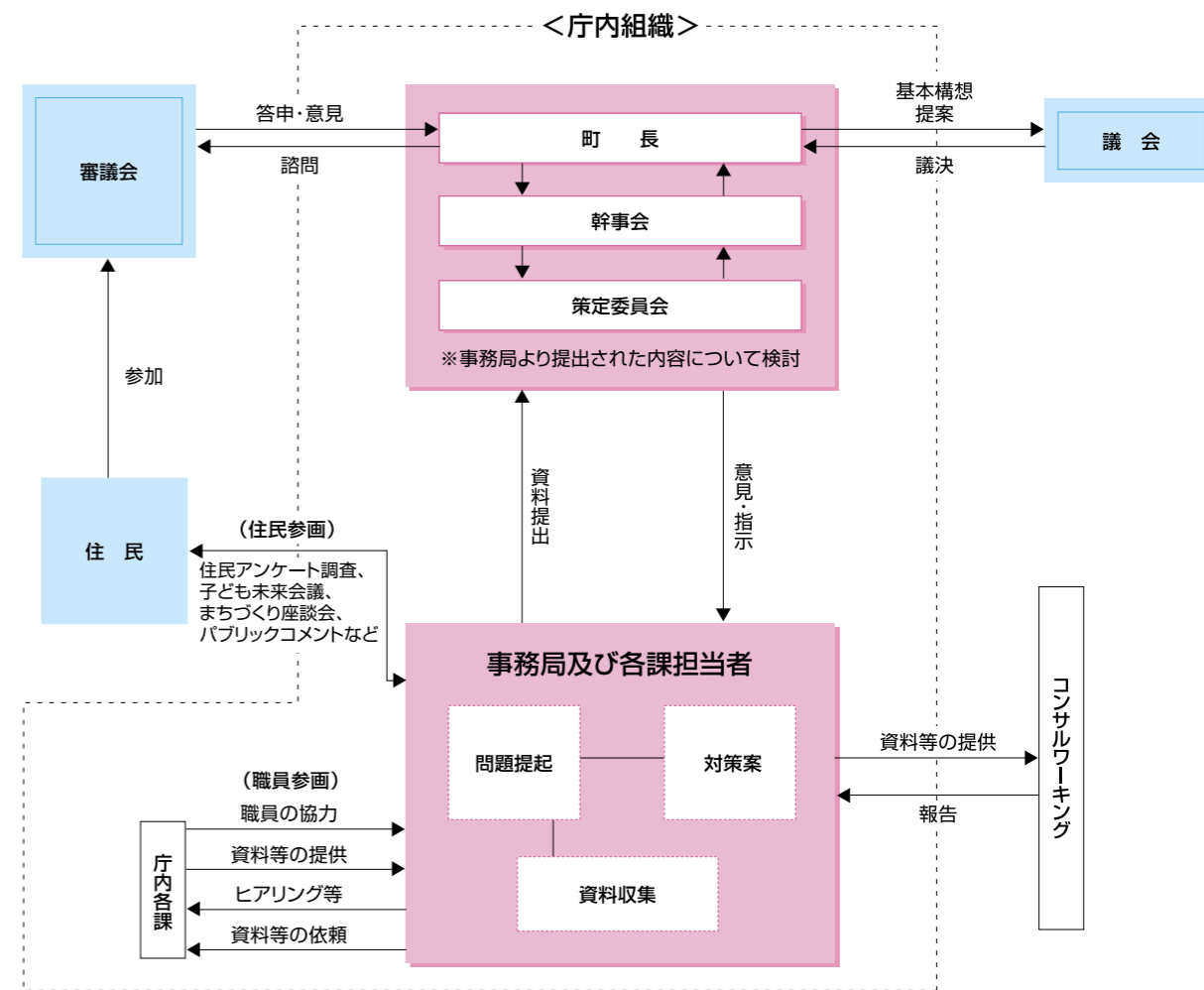
記

1. 計画の趣旨と内容について、あらゆる機会を通じて広く町民への周知を図り、町民一人ひとりが町のために何ができるかを考える気運を高めつつ、町民の参画と協働のもとに、その実現に向けて努力されたい。
2. 極めて厳しい財政状況を踏まえ、財政との整合性を持たせ、優先度、緊急度を十分に考慮し、効果的・効率的な施策の推進に努めるとともに、その進行状況及び財政状況を町民にわかりやすく示すよう努められたい。
3. 吉野ヶ里歴史公園をはじめとする本町ならではの特性・資源を十分に生かし、グローバルな視点に立ち、“吉野ヶ里スタイル”を追求するオンリーワンのまちづくりを各分野にわたって一層推進されたい。
4. 町の経済・財政基盤の確立と雇用の場の確保に向け、観光を中心とした各産業の連携・一体化、全産業のブランド化をはじめ、特に町の活力とにぎわいを高めることを重視した、生き残りをかけた産業振興施策の推進に努められたい。
5. 地域社会の結びつきが比較的温存されている本町の特性を踏まえ、「地域力」を活かした取り組みを各分野において推進されたい。
6. 町民一人ひとりが健康で明るく暮らしていくことが町づくりの基本であることから、健康づくりと生きがいづくりを重視した施策の推進に努められたい。
7. 地球環境問題が深刻な状況であることを勘案し、将来世代に美しい地球を引き継いでいくためにも、地球環境保全に貢献する施策の推進に努められたい。

総合計画策定経過

年月日	事項及び内容
平成18年 8月7日(月)	第1回総合計画幹事会
10月5日(木)	第2回総合計画幹事会
10月26日(木) ～11月6日(月)	住民アンケート調査実施
10月30日(月)	トップ(町長)インタビュー
11月6日(月) ～21日(火)	新町まちづくり提案シート作成(町職員及び各課)
11月16日(木)	第3回総合計画幹事会
12月21日(木)	「子ども未来会議」委員事前研修
12月26日(火)	吉野ヶ里町子ども未来会議
平成19年 1月10日(水) ～12日(金)	新町まちづくり提案シート各課ヒアリング
1月10日(水) ～11日(木)	まちづくり座談会
2月7日(水)	第4回総合計画幹事会
3月30日(金)	第1回総合計画策定委員会
5月8日(火)	第2回総合計画策定委員会
5月8日(火) ～25日(金)	「基本計画シート」及び「ベンチマーク設定シート」作成
5月15日(火)	第5回総合計画幹事会
5月24日(木)	第1回総合計画審議会【諮問】
7月24日(火)	第6回総合計画幹事会
8月17日(金)	第2回総合計画審議会
8月23日(木)	第7回総合計画幹事会
8月24日(金) ～9月7日(金)	策定委員による基本計画(検討原案)確認・補修正作業
10月4日(木)	基本計画 関係各課ヒアリング
10月10日(水)	第8回総合計画幹事会 第3回総合計画策定委員会
10月26日(金) ～11月12日(月)	パブリックコメント実施
11月5日(月)	第3回総合計画審議会
11月13日(火)	第9回総合計画幹事会 第4回総合計画策定委員会
11月30日(金)	第4回総合計画審議会【答申】
12月4日(火)	第10回総合計画幹事会
12月13日(木)	吉野ヶ里町総合計画基本構想案を町議会に提案
12月21日(金)	町議会において基本構想案を議決

総合計画策定体制図



吉野ヶ里町総合計画審議会委員名簿

委員氏名	区 分(所属)
中島 正晴	町議会議員
古賀 明	町議会議員
城島 敏行	町議会議員
筒井 佐千生	町議会議員
会長 重松 成典	区長会
大坪 悦子	公共的団体又は機関の役職員 (婦人会)
副会長 於保 忠	公共的団体又は機関の役職員 (教育委員会)
宮地 孝典	公共的団体又は機関の役職員 (商工会)
築山 英子	公共的団体又は機関の役職員 (民生委員会)
古川 勲	公共的団体又は機関の役職員 (体育指導委員会)
寺崎 宗俊	識見を有する者 (佐賀新聞社)
高橋 克茂	識見を有する者 (国営吉野ヶ里歴史公園事務所)
中島 俊子	識見を有する者 (町民代表)
光安 進	識見を有する者 (町民代表)
坂井 博幸	識見を有する者 (町民代表)

(順不同、敬称略)

吉野ヶ里町総合計画幹事会幹事名簿

氏 名	役 職
平野 恵一	副町長
井上 和洋	教育長
柿本 一則	総務課長
馬場 満	財政課長
伊香賀 敏孝	企画課長

(順不同、敬称略)

吉野ヶ里町総合計画策定委員会委員名簿

氏 名	役 職
小川 正己	議会議務局長
柿本 一則	総務課長
馬場 満	財政課長
伊香賀 敏孝	企画課長
田中 涉	会計課長
中島 晴喜	ダム対策課長
高島 正子	税務課長
中島 幸男	住民課長
大尾 正博	福祉課長
寺崎 信幸	吉野ヶ里保育園長
鳥谷 善昭	保健課長
山田 幸憲	環境課長
大野 正雅	環境課参事
中島 義彦	農業委員会事務局長
江口 幸也	農林課長
米倉 幸弘	商工観光課長
古川 輝英	建設課長
伊東 利樹	都市計画課長
内川 義治	学校教育課長
直塚 員幸	社会教育課長
三好 博明	社会教育課参事

(順不同、敬称略)

○吉野ヶ里町総合計画審議会条例

平成18年6月26日
条例第171号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、吉野ヶ里町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、吉野ヶ里町総合計画に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員 4人
- (2) 区長 1人
- (3) 公共的団体又は機関の役職員 8人以内
- (4) 識見を有する者 若干人

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決すところによる。

(小委員会)

第7条 審議会は、必要に応じ小委員会を置くことができる。

(専門委員)

第8条 審議会に計画に関する専門の事項を調査及び研究させるため、専門委員を置くことができる。

(幹事)

第9条 審議会に計画に関する所掌事務に従事させるため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

(庶務)

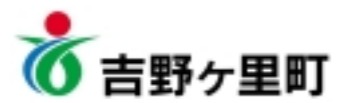
第10条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。



発行／吉野ヶ里町
〒842-8501 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田321番地2
TEL:0952-53-1111 FAX:0952-52-6189
<http://www.town.yoshinogari.saga.jp/>
企画・編集／吉野ヶ里町 企画課
発行日／平成20年3月
印刷／凸版印刷株式会社 九州事業部